

【 資 料 編 】

○墨田区子ども読書活動推進条例

平成 30 年 12 月 11 日

条例第 45 号

子どもにとって本との出会いは、読む力、書く力などの基礎学力に加え、創造力や表現力など豊かな人生を送る上で必要な力を得るために欠くことのできないものです。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、子どもの読書活動が活発に進められてきました。このような背景のもと、墨田区においても、この法律に基づき、平成 17 年に墨田区子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動を推進した結果、学校図書館において児童及び生徒 1 人当たりの貸出冊数が増加するなどの成果を上げてきました。

一方、読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及、多様化など、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化も見られます。

こうした点を踏まえ、読書の意義と効用を再認識し、子どもが積極的に読書活動を行っていけるよう環境づくりをしていくことが求められます。そこで、墨田区は、家庭、地域、学校などを通じ、子どもの読書環境を整えることによって、子どもが楽しく活発に読書に親しむことができるように、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、区における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、区の責務、区民の役割及び家庭、地域、学校等の取組を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生きる力を育み、かつ、子どもの健やかな成長に資することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 子ども おおむね 18 歳以下の者をいいます。
- (2) 子どもの読書活動 子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいいます。
- (3) 学校 墨田区立学校設置条例(昭和 39 年墨田区条例第 24 号)に規定する小学校及び中学校をいいます。
- (4) 学校司書 学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)に規定する学校司書をいいます。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動は、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものであるとともに、基礎学力を高め、想像力を育み、やさしさ及び思いやりの心を養う上でも重要であることに鑑み、区において、全ての子

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に楽しく読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりません。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があります。

(区民の役割)

第5条 区民は、日常の生活の中で読書に親しみ、子どもの読書活動への理解及び協力を通じて、子どもの読書活動の充実及び習慣化につながるよう努めるものとしします。

(家庭での取組)

第6条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもへの読み聞かせ、本の感想の話合いなど多様な取組を通じて、子どもが読書活動をより身近に感じることができるよう努めるものとしします。

(地域での取組)

第7条 地域においては、家庭、学校、幼稚園(墨田区立幼稚園設置条例(昭和43年墨田区条例第25条)に規定する幼稚園をいいます。)、保育所等(墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)に規定する保育所及び墨田区認定こども園条例(平成28年墨田区条例第59号)に規定する認定こども園をいいます。)、児童館等(墨田区児童館条例(昭和46年墨田区条例第20号)に規定する児童館及び墨田区コミュニティ会館条例(平成6年墨田区条例第33号)に規定するコミュニティ会館をいいます。)、ボランティア団体、特定非営利活動法人等が互いに協力して、子どもが区立図書館(墨田区立図書館条例(平成27年墨田区条例第48号)に規定する図書館をいいます。以下同じ。)及びコミュニティ会館の図書室を積極的に活用するよう促進するとともに、子どもの読書活動の推進に努めるものとしします。

(学校の取組)

第8条 学校は、それぞれの学校の特色並びに児童及び生徒の発達段階に応じ年間指導計画を策定し、学校図書館(学校に設けられた学校図書館法に規定する学校図書館をいいます。以下同じ。)を活用して、児童及び生徒の読書活動の推進に努めるものとしします。

2 学校は、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒の読書活動について、障害の程度に応じて十分な配慮を行うものとしします。

(墨田区子ども読書活動推進計画の策定)

第9条 区は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)に基づき、区における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「墨田区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」といいます。)を策定するものとしします。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) これまでの取組の成果及び課題を踏まえた基本方針及び基本目標
- (2) 施策及び目標値
- (3) 家庭、地域及び学校等での取組を支援するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(意見聴取等)

第10条 区は、推進計画を策定しようとするとき、又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、有識者及び区民からの意見を聴取するものとします。

2 区は、推進計画を策定したとき、又は推進計画の変更を行ったときは、これを公表しなければなりません。

3 前項に定めるもののほか、区は、推進計画に定める施策の実施状況等を公表しなければなりません。

(学校図書館の整備)

第11条 墨田区教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)は、学校図書館の機能及び蔵書の充実に努めるものとします。

2 教育委員会は、学校司書の配置及び能力向上に努めるものとします。

(区立図書館の取組)

第12条 区立図書館は、子どもの読書活動の推進に資するため、図書その他必要な資料を確保するとともに、図書館奉仕の充実に努めるものとします。

2 区立図書館は、子どもの読書活動についての相談体制を整備するとともに、家庭、地域及び学校との連携並びにボランティア活動に取り組む団体の支援及び育成に努めるものとします。

3 区立図書館は、幼児期の子どもの読書への興味を呼び起こし、及び豊かな感性、表現力等を養うことを目的として、読み聞かせその他の事業を実施するものとします。

4 区立図書館は、特別な支援を必要とする子どもへの読書啓発及び利用援助を行うものとします。

(条例の見直し)

第13条 区は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの条例の推進状況を検証し、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

○本計画に関するパブリックコメントの実施結果

本計画案について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼を申し上げますとともに、今回いただいたご意見等の要旨及びこれに対する区の考え方を公表します。

1 実施概要

(1)公表資料

「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」（案）

(2)募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月10日（金）まで

(3)周知方法及び閲覧場所

ア 周知方法

(ア)区のお知らせ（令和元年12月11日号）

(イ)区公式ホームページ

(ウ)図書館ホームページ

イ 閲覧場所

(ア)区民情報コーナー

(イ)ひきふね図書館

(4)提出方法

直接持込み、郵送、FAX及びEメール

(5)提出先

ひきふね図書館

(6)募集の結果

ア 意見提出者 1名

イ 意見総数 3件

2 提出された意見等の要旨及び区の考え方

	ご意見等の要旨	ご意見に対する区の考え方
1	読み聞かせボランティアが小規模保育所等に出向いて行うのはどうか。	保育関連施設における読み聞かせ等読書活動は、計画的に行っていきます。
2	子どもの読書記録を、貸出履歴から自動で紙にプリントアウトし、提供するサービスを行ってほしい。親子の共有やふりかえりの機会になると思う。	令和2年1月に、図書館システムの更新により、図書館ホームページから利用者本人の読書記録が画面で確認できるようになりました。また、読書記録データはダウンロードできますので、ご活用ください。
3	図書を入手できる時間、触れられる時間を増やせるように、日曜日の閉館時間を遅くしてほしい。17時まででは立ち寄りが難しい。	ひきふね図書館の開館時間については、「墨田区立図書館条例」において、定めております。延長する場合、それにかかる経費や運営方法、費用対効果の検証などの課題が多く、現状での変更は予定しておりません。

○本計画策定の経緯

- 令和元年5月
- 教育委員会：策定方針の報告
 - 関係各課に本計画（第3次）の実施状況調査
- 6月
- 墨田区図書館運営協議会（第1回）：策定方針の意見聴取
 - 策定委員会（第1回）：本計画（第3次）の取組成果及び課題、本計画（第4次）の策定方針及び構成案の検討
- 9月
- 墨田区図書館運営協議会（第2回）：素案についての意見聴取
- 10月
- 策定委員会（第2回）：計画案の検討
 - 教育委員会：計画案についての報告・意見聴取
 - 総合教育会議：子ども読書活動に関する討議
- 11月
- 墨田区議会：計画案報告
- 12月
- パブリックコメントの実施（12/11～1/10）
 - 墨田区図書館運営協議会（第3回）：計画案の意見聴取
- 令和2年1月
- 策定委員会（第3回）：計画案（最終版）の検討
 - 計画案の決定
 - 教育委員会：計画案（最終版）報告
- 3月
- 区議会：計画の報告

○検討委員等

1 墨田区図書館運営協議会

所 属 等	氏 名	備考
慶應義塾大学名誉教授	上田 修一	会 長
都留文科大学准教授	日向 良和	副会長
墨田区立曳舟小学校長	吉岡 大司	
墨田区立吾嬬第二中学校長	駒田 るみ子	
ボランティア団体「おはなしの会 つくしんぼ」・「語らいの会」代表（児童サービス）	藤山 光子	
ボランティア団体「点訳きつつき」代表（障害者サービス）	齊藤 宮子	
墨田区ひきふね図書館パートナーズ	佐藤 弘行	
墨田区ひきふね図書館パートナーズ	原 平充	
公募区民	關 真由美	
区立小学校PTA協議会代表 （第三吾嬬小学校PTA会長）	兼原 史成	
区立中学校PTA連合会代表 （吾嬬立花中学校PTA会長）	小川 政美	
区立第四吾嬬小学校読書ボランティア	近藤 幹子	
区立第四吾嬬小学校読書ボランティア	佐藤 八代以	

2 策定委員会

職 名	氏 名	備考
教育委員会事務局次長	青木 剛	委員長
教育委員会事務局参事（庶務課長事務取扱）	宮本 知幸	
政策担当課長	大野 勝	
地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）	前田 恵子	
子育て支援課長	田村 俊彦	
子育て政策課長	高橋 義之	
子ども施設課長	金子 明	
子育て支援総合センター館長	梅原 和恵	
向島保健センター所長	福田 純子	
学務課長	西村 克己	
指導室長	横山 圭介	
すみだ教育研究所長	石原 恵美	
地域教育支援課長	石岡 克己	
ひきふね図書館長	高村 弘晃	副委員長

※事務局：ひきふね図書館

**墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）
令和2年度～令和6年度**

発行年月 令和2年2月
編集・発行 墨田区教育委員会事務局ひきふね図書館
〒131-0046
東京都墨田区京島一丁目36番5号
(03) 5655-2350